

柳井市内 介護サービス 事業所



柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会 会長 中村 真一郎

新しい年を迎えました。今年は巳年です。蛇は脱皮をして新しく生まれ変わり成長していきます。新型コロナウイルスも5類となり新しい生活様式で世の中は動き始めています。

私達、柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会も時代の流れに合わせて変化していています。コロナの影響で中止になっていた「介護の集い」も新しく「Re.介護の集い」となりました。介護業界も若い人材の確保が難しい状況ではありますが、新しい次世代を担う介護スタッフが着実に力をつけて育っていると感じています。経験豊富なスタッフと若く頼もしいスタッフが融合して柳井地域における介護サービスを支えていきたいと思ひます。

介護保険サービス利用までの流れ

①窓口に相談

介護や支援が必要と感じたら、柳井市役所高齢者支援課や高齢者支援課内にある地域包括支援センターの窓口に相談しましょう。

介護サービス、介護予防
サービス利用の希望

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用希望

②要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、柳井市役所高齢者支援課の窓口で申請できます。本人、家族のほかに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などに相談し、代行してもらうこともできます。

②基本チェックリストを受けます

生活機能状態を調べる「基本チェックリスト」を受け、生活機能の低下がみられたら介護予防・日常生活支援総合事業対象者として、介護予防のためのサービスを利用することができます。
内容はP16の＊を参考。

③調査と審査が行われます

●認定調査

調査員が家庭訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。
※全国共通の調査票が使われます

●主治医意見書

主治医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状況について意見を求めます。高齢者支援課から主治医に依頼します。

●一次判定（コンピュータ判定）

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータで判定（一次判定）をします。

●二次判定（介護認定審査会）

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の有識者で構成される介護認定審査会で審査・判定（二次判定）します。



④認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が高齢者支援課から郵送されます。※認定結果の通知は、原則30日以内に市から送られてきます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです

介護サービス (介護給付)を利用できます

居宅介護支援事業所などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。



要支援2

要支援1

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業によって、生活機能が改善する可能性が高い人などです

介護予防サービス (予防給付)を利用できます

地域包括支援センターが介護予防プランを作成し住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)を利用できます*

地域包括支援センターが介護予防プランを作成し住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

●介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)です。ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(区分支給限度基準額)が要介護度別に定められています。